

各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 松崎 裕之

独立役員届出書の集計結果の更新について

このたび、株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」といいます。）では、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。以下同じ。）を 1 名以上確保することを義務づけた規定（有価証券上場規程第 4 3 6 条の 2）が平成 2 2 年 3 月期決算会社から適用開始された¹ことに伴い、上場会社から提出された独立役員届出書について、その内容の集計を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 集計対象とした独立役員届出書について

本集計においては、平成 2 2 年 6 月 3 0 日時点で上場している上場内国会社（2, 3 0 1 社）が、平成 2 2 年 7 月 1 6 日までに提出した独立役員届出書を対象としています（図表 1）。

2. 集計結果

[会社別]

東証上場会社の 9 3 . 6 % が独立役員を確保済み

集計対象となった上場会社の 9 3 . 6 % にあたる 2 , 1 5 3 社が独立役員を確保済みとの届出を行っています。確保済みの会社は、前回集計時²から 3 . 8 ポイント（8 6 社）増加しています（図表 2 - 1）。上場会社の規模別³で比較すると、規模の大きい上場会社ほど独立役員を確保済みの割合が高く、届出済みの独立役員の人数も多くなっています（図表 2 - 2）。

社外取締役のみを届け出ている上場会社が 1 0 . 6 %、社外監査役のみを届け出ている上場会社が 7 0 . 7 %、両方を届け出ている上場会社が 1 8 . 7 %

独立役員を確保済みとして届出を行っている上場会社のうち、社外取締役のみを届け出ている上場会社が 1 0 . 6 %、社外監査役のみを届け出ている上場会社が 7 0 . 7 %、両方を届け出ている上場会社が 1 8 . 7 %となっています。

前回集計時との比較では、社外取締役・社外監査役の両方を届け出ている上場会社が 1 .

¹ 平成 2 2 年 3 月期決算会社の場合、平成 2 2 年 6 月の定時株主総会の翌日から、独立役員の確保義務の規定が適用開始されています（有価証券上場規程改正付則第 4 項）。

² 平成 2 2 年 5 月 2 0 日付東証上場第 1 4 9 号「独立役員届出書の集計結果について」参照。

³ 平成 2 2 年 6 月中の月間平均時価総額による。

7ポイント増加し、逆に、社外監査役のみを届け出ている上場会社が1.5ポイント減少しています(図表3-1)。上場会社の規模別では、規模の大きい上場会社ほど社外取締役のみを届け出ている上場会社の割合及び社外取締役と社外監査役の両方を届け出ている上場会社の割合が高くなっています(図表3-2)。

前回集計時に「未確保」であった3月期決算会社のうち、平成22年6月の定時株主総会を経て独立役員を確保済みとなったのは49.1%

前回集計時においては独立役員を確保していないとして届出を行っていた3月期決算会社(159社)のうちの49.1%にあたる78社が平成22年6月の定時株主総会を経て、独立役員を確保済みとして届出を行っています(図表4-1)。

独立役員の確保義務の適用が開始している現時点においても「未確保」である3月期決算会社は79社で、このうちの69.6%にあたる55社は、平成23年3月期に係る定時株主総会まで⁴に独立役員を確保する旨を独立役員届出書に記載しています。なお、現時点においても「未確保」である3月期決算会社の44.3%にあたる35社は、親会社を有する上場会社⁵です(図表4-2)。

上場会社全体では「未確保」は6.4%であるが、親会社を有する上場会社においては、「未確保」は19.2%

上場会社全体では、独立役員が「未確保」である旨の届出を行っている上場会社は6.4%である一方で、親会社を有する上場会社に限りみると、「未確保」の上場会社の比率は19.2%にのぼっています(図表5)。

[独立役員別]

独立役員のうち、社外取締役は25.0%、社外監査役は75.0%

延べ4,180名(前回集計時から235名増加)の独立役員が届け出られており、独立役員が確保済みである旨の届出を行っている上場会社1社あたり、平均1.94名の独立役員が確保されています。届け出られた独立役員のうち、25.0%にあたる1,046名が社外取締役、75.0%にあたる3,134名が社外監査役です。

前回集計時に比べ、社外取締役の割合がやや増加しています(図表6-1)。上場会社の規模別では、規模の大きい上場会社ほど社外取締役の割合が高くなっています(図表6-2)。

開示加重要件に該当する独立役員は全体の6.0%

独立役員のうち、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件(以下「開示加重要件」といいます。)に該当していない独立役員は、独立役員全体の94.0%

⁴ 独立役員確保に関する規定の違反に対する公表措置等の実効性確保手段は、原則として、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から(3月期決算会社の場合、平成23年6月の定時株主総会の終了後から)適用対象とすることとしています。

⁵ コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載等に基づく。

にあたる3,928名となっています。6.0%にあたる252名が、開示加重要件のいずれかに該当しています。

前回集計時に比べ、開示加重要件に該当していない独立役員の数が増加したため、開示加重要件に該当している独立役員の割合はやや低下しています(図表7-1)。上場会社の規模別では、規模の大きい上場会社ほど開示加重要件に該当している独立役員の割合が低くなっています(図表7-2)。

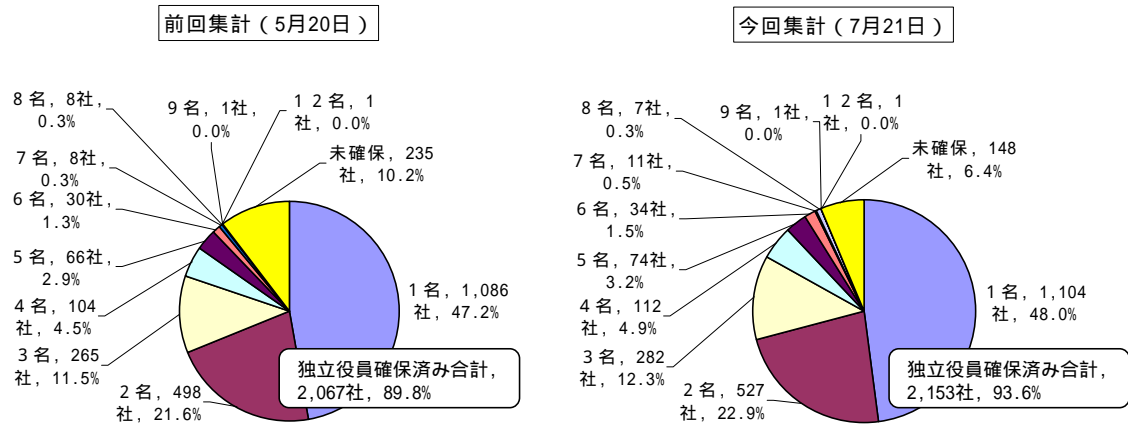
平成22年3月末の「一斉届出」後に新たに指定する旨の届出がなされた独立役員のうち、社外取締役は37.2%、社外監査役は62.8%

平成22年3月末を期限として全上場会社が独立役員届出書の提出を行った「一斉届出」の後に、新たに独立役員として指定された独立役員のうち、社外取締役は37.2%、社外監査役は62.8%であり、独立役員全体と比較して、社外取締役の比率が高くなっています。また、開示加重要件に該当している独立役員の比率は3.7%とやや低くなっています(図表8)。

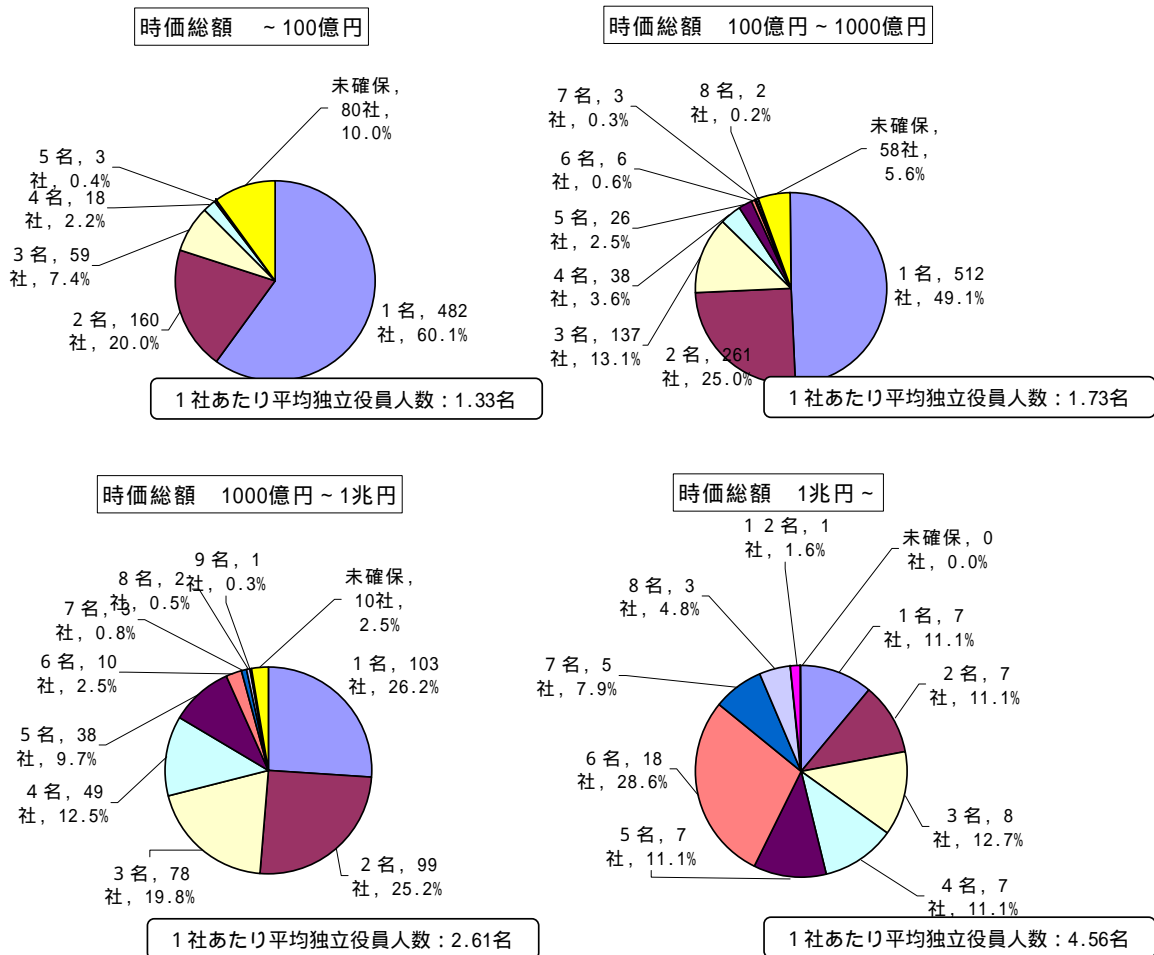
図表1. 集計対象会社の規模別、決算期別分布(6月30日現在)

規模別		決算期別		
			3月期決算会社	3月期決算以外
時 価 総 額		2,301社	1,746社	555社
	~100億円	802社	551社	251社
	100億円~1000億円	1,043社	798社	245社
	1000億円~1兆円	393社	340社	53社
	1兆円~	63社	57社	6社

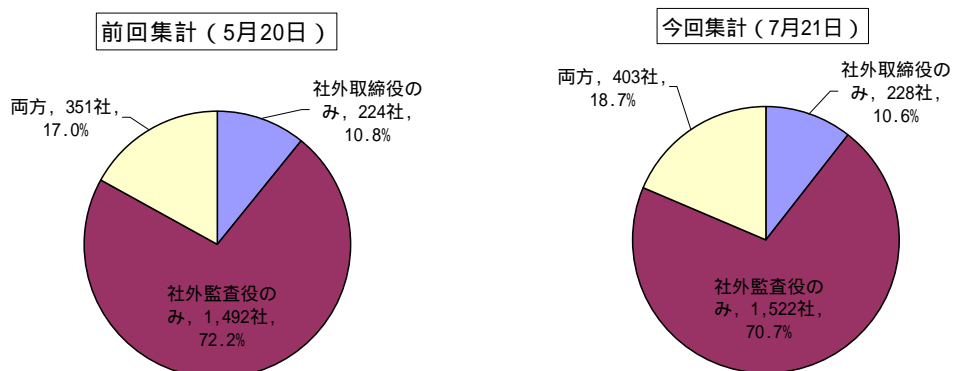
図表 2 - 1 . 独立役員確保状況



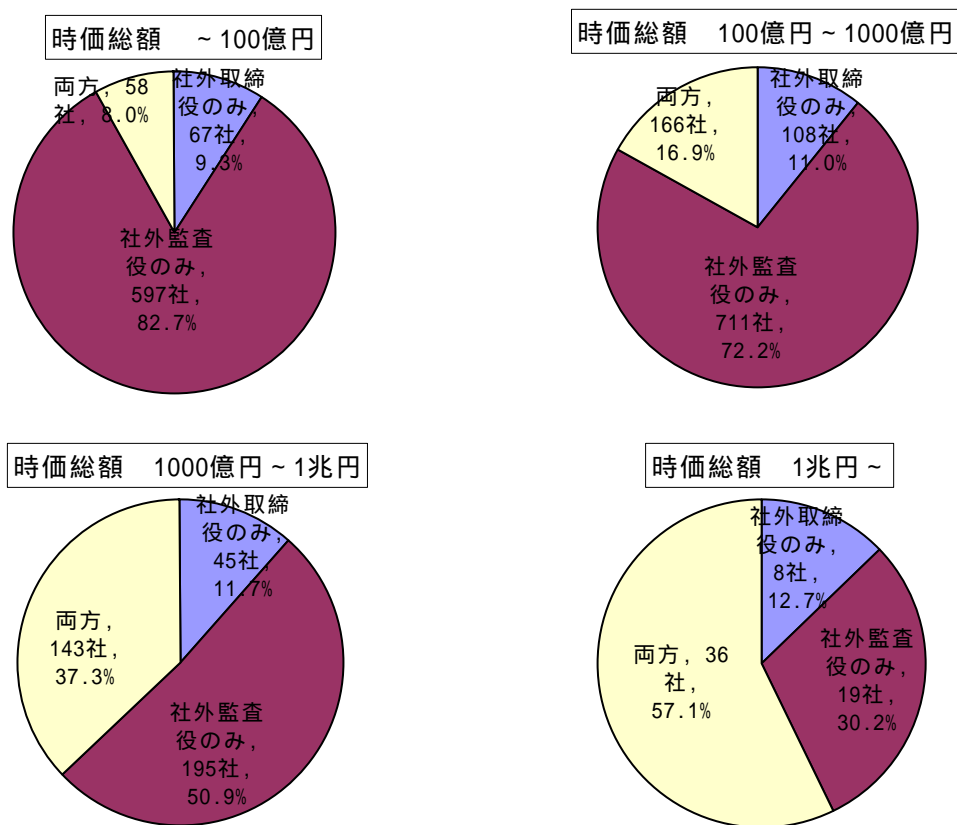
図表 2 - 2 . 独立役員確保状況・規模別比較



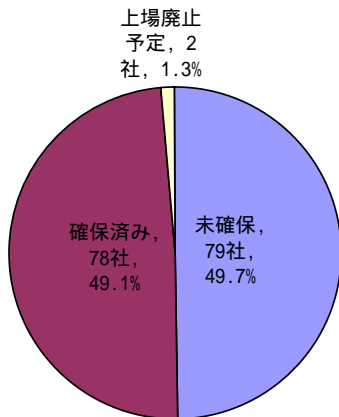
図表3 - 1 . 「確保済み」の上場会社の状況



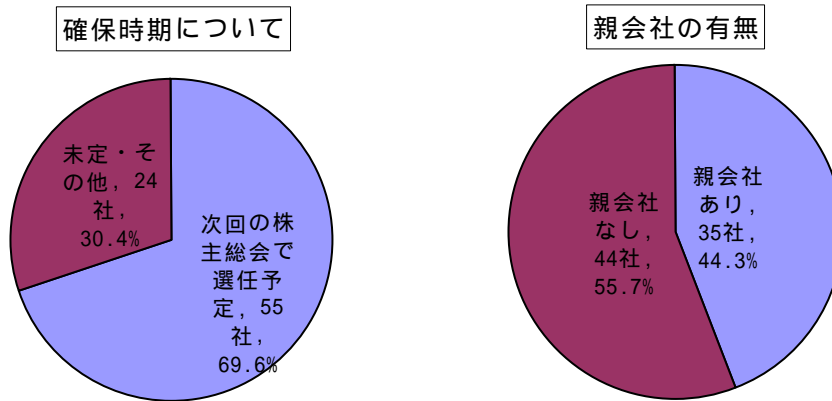
図表3 - 2 . 「確保済み」の上場会社の状況・規模別比較



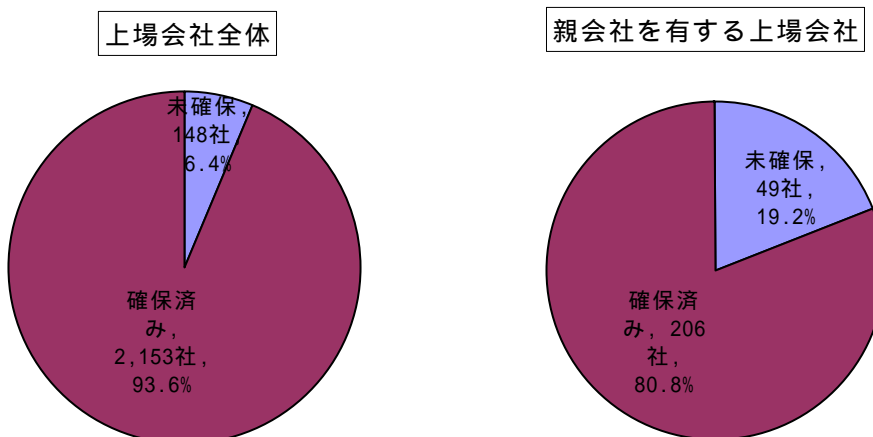
図表4 - 1 . 前回集計時に「未確保」であった3月期決算会社の状況



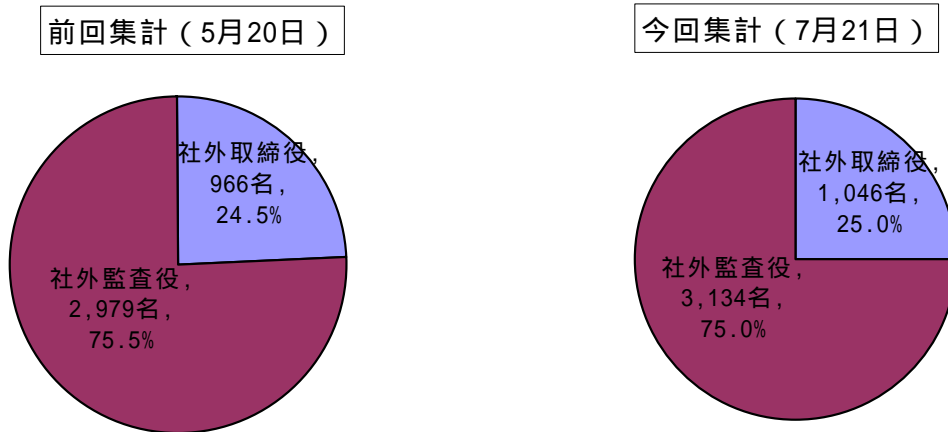
図表4 - 2 . 現時点で「未確保」である3月期決算会社の状況



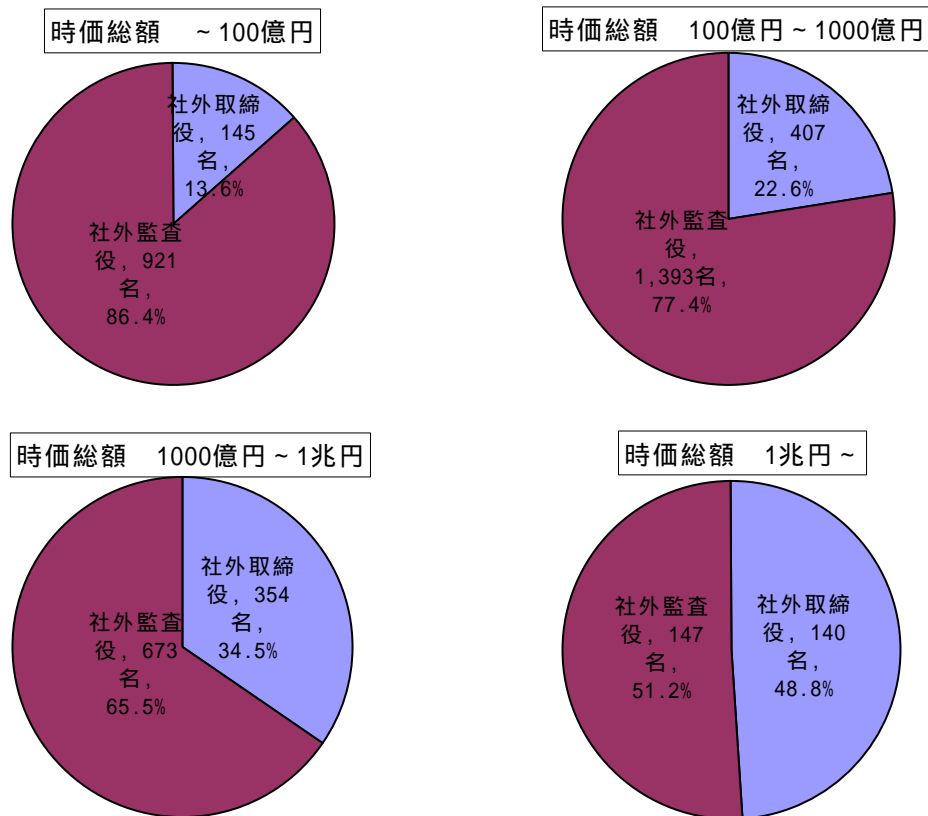
図表5 . 親会社の有無と確保状況



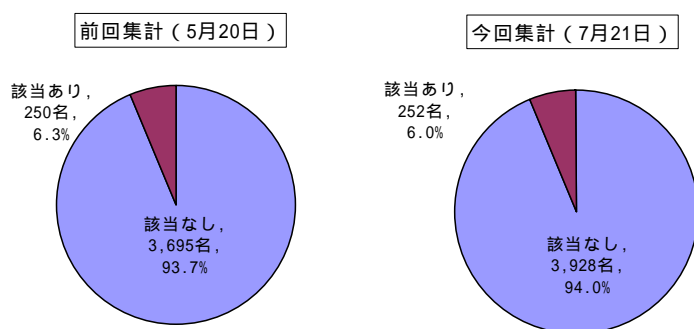
図表 6 - 1 . 社外取締役・社外監査役の別



図表 6 - 2 . 社外取締役・社外監査役の別・規模別比較



図表 7 - 1 . 「開示加重要件」の該当状況



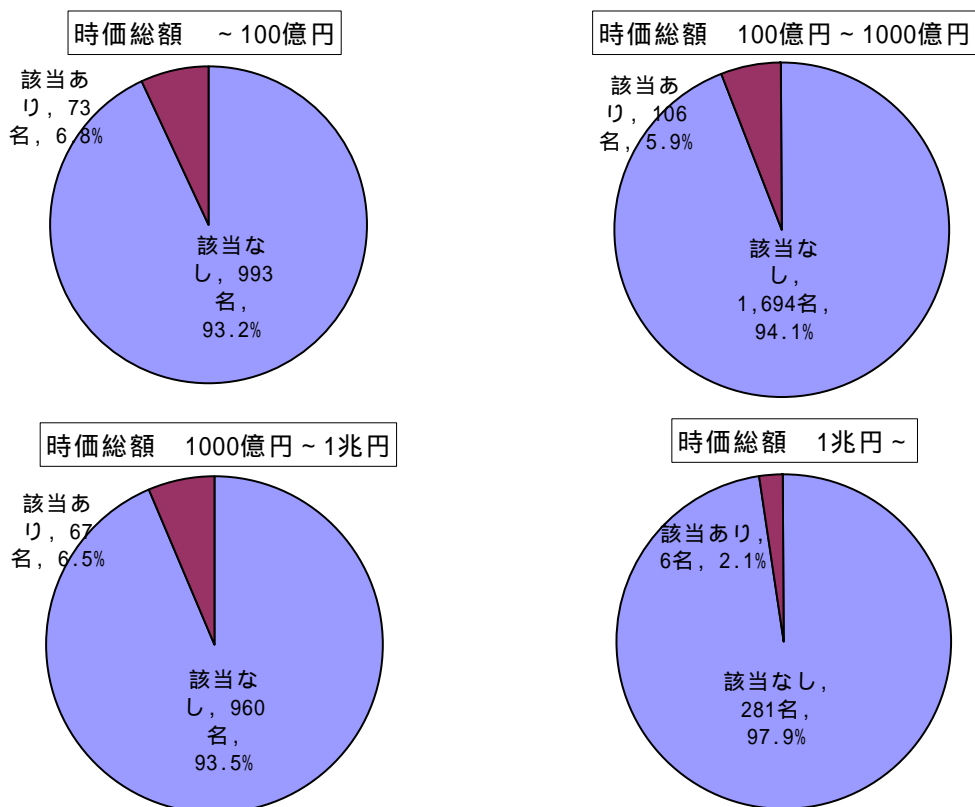
図表 7 - 2 . 「開示加重要件」の該当状況 詳細

【前回集計 (5月20日)】	現在・最近		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1: 上場会社の親会社の業務執行者	0名	-	0名	-
a2: 上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	-	2名	0.1%
b1: 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	0名	-	7名	0.2%
b2: 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	0名	-	197名	5.0%
c: 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	0名	-	9名	0.2%
d: 上場会社の主要株主又はその業務執行者	9名	0.2%	31名	0.8%
e1: 上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	-	3名	0.1%
e2: 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与 (独立役員が社外監査役の場合) の近親者	0名	-	0名	-

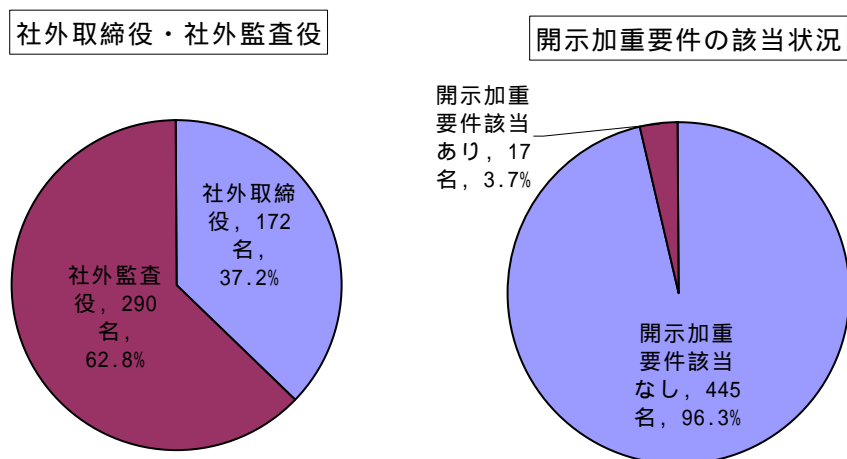
【今回集計 (7月21日)】	現在・最近		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1: 上場会社の親会社の業務執行者	0名	-	0名	-
a2: 上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	-	2名	0.0%
b1: 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	0名	-	7名	0.2%
b2: 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	0名	-	198名	4.7%
c: 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	0名	-	9名	0.2%
d: 上場会社の主要株主又はその業務執行者	9名	0.2%	32名	0.8%
e1: 上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	-	2名	0.0%
e2: 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与 (独立役員が社外監査役の場合) の近親者	0名	-	0名	-

表の a1~e2 は、有価証券上場規程施行規則第 2 1 1 条第 6 項第 5 号等に定める要件を簡略化して表記したものです。なお、複数の要件に該当している独立役員が存在するため、表の人数の合計は、要件のいずれかに該当している独立役員の数とは一致しないことにご留意ください。

図表7 - 3 . 「開示加重要件」の該当状況・規模別比較



図表8 . 「一斉届出」後に新たに指定された独立役員状況



以上

【本件に関するお問合せ先】
 株式会社東京証券取引所
 上場部 企画担当
 03 - 3666 - 0141 (代表)